

令和6年3月29日

人事院事務総局職員福祉局長

令和7年4月のフレックスタイム制の改正施行時の取扱い等について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号。以下「令和5年改正法」という。）及び人事院規則1—82（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）に基づき、令和7年4月1日に、改正後のフレックスタイム制の基準（改正後の勤務時間法（令和5年改正法第3条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）をいう。以下同じ。）第6条第3項の規定をいう。以下同じ。）が施行されます。この施行の際の取扱い等に関する留意事項を下記のとおり通知しますので、適正な運用の確保に努めていただくようお願いします。

記

- 1 各省各庁の長は、改正前のフレックスタイム制の基準（改正前の勤務時間法（令和5年改正法第3条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律をいう。以下同じ。）第6条第3項又は第4項の規定をいう。以下同じ。）による勤務時間の割振りを行おうとする場合において、単位期間

の末日としようとする日が改正後のフレックスタイム制の基準の施行日（令和7年4月1日。以下「施行日」という。）以後に到来するときは、人事院規則1―82附則第2条の規定を適用し、同条の規定により1週間、2週間又は3週間に短縮された単位期間について改正前のフレックスタイム制の基準による勤務時間の割振りを行い、かつ、当該単位期間の末日の翌日から施行日の前日（令和7年3月31日）までの期間について改正前の勤務時間法第6条第2項に基づき勤務時間を割り振ることを基本とすること。

なお、同規則附則第2条の規定を適用せず、単位期間の末日を施行日以後として改正前のフレックスタイム制の基準による勤務時間の割振りを行うことも差し支えないが、施行日以後の期間に係る勤務時間の割振りは施行日に無効となるため、単位期間の初日から施行日の前日までの期間に係る勤務時間の割振りについては、できる限り、1週間当たり38時間45分（1週間未満の端数が生ずる場合にあっては、1日当たり7時間45分）となるように留意すること。また、前述のとおり、施行日以後の期間に係る勤務時間の割振りは、施行日に無効となるため、フレックスタイム制を施行日以後も引き続き適用する場合には、改正後のフレックスタイム制の基準に基づき、施行日以後に改めて、新たな単位期間により勤務時間を割り振る必要があることにも留意すること。

2 改正前の勤務時間法第8条の規定により、改正前の勤務時間法第6条第4項の規定により週休日とされた日について週休日の振替等を行う場合、施行日以後に係る週休日の振替等は施行日に無効となるため、各省各庁の長は、このような週休日の振替等を行わないように留意すること。

3 各省各庁の長は、改正後のフレックスタイム制の基準の適用開始に当たり、部局又は機関内の職員について単位期間の初日を合理的と考えられる特定の日（例えば、施行日以後最初に到来する月曜日）に統一することが公務の円滑な運営に必要と認める場合には、当該特定の日の前日までの間は、公務の運営に支障があることを理由として改正後の勤務時間法第6条第2項の規定により勤

務時間を割り振ることとしても差し支えないこと。

4 各省各庁の長は、人事院規則1—82第11条の規定による改正（第2号において単に「改正」という。）前の人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）において、第1号に掲げる職員（研究業務等に従事する職員、特定専門スタッフ職員及び矯正医官）については当該職員の申告どおりに勤務時間を割り振り、第2号に掲げる職員（育児又は介護を行う職員等）についてはできる限り、当該職員の申告どおりとなるように週休日を設定し、及び勤務時間を割り振ることとされていた趣旨を踏まえ、これらの職員への改正後のフレックスタイム制の基準の適用に当たっては、できる限り、これらの職員の申告どおり勤務時間を割り振らない日を設定し、又は勤務時間を割り振ることが望ましいことに留意すること。ただし、公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、この限りではないこと。

一 試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員及び矯正医官

二 改正後の人事院規則15—14第4条の3第1項第2号に規定する育児介護等職員として申告をした職員

以 上

## 【参考資料】

第4項第1号に掲げる職員について、改正前の規定は以下のとおり。

### ○試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員

給与法別表第7研究職俸給表の適用を受ける職員（試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下「特定研究職員」という。）、任期付研究員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）若しくは試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員（特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）又は特定専門スタッフ職員（給与法別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める職員をいう。）

### ○矯正医官

矯正施設（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成27年法律第62号）第2条第1号に規定する矯正施設をいう。以下同じ。）の長である矯正医官（同条第2号に規定する矯正医官をいう。以下同じ。）以外の矯正医官であって、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に関する調査研究に従事するもの